別紙（第３条：認定基準）

１．更生工事の履歴がない既設装置から直結直圧式給水方式にする場合。

　（１）既設装置の給水装置認定取扱要綱第３条に規定する認定条件を満たしていること。

　（２）既設配管の耐圧試験　原則として０．９８ＭＰａを１分間加え漏水がないこと。

　（３）水質試験

　　　水道法第４条に定める水質基準を満足していること。

　　　　水質試験：水道法第２０条第３項に規定する者により行うこと。

　　　　採水方法：毎分５Ｌの流量で５分間捨水し、その後１５分間滞留させ採水する。

　　　　試験項目：残留塩素濃度、色、濁り、臭い。

２．更生工事の履歴がない既設装置から直結増圧式給水方式とする場合。

　（１）既設装置の給水装置認定取扱要綱第３条に規定する認定条件を満たしていること。

　（２）既設配管の耐圧試験　原則として１．２ＭＰａを１分間加え漏水がないこと。

　（３）水質試験

　　　前項（３）水質検査のとおりとする。

３．更生工事の履歴がある既設装置で、ライニングした塗装及び工法並びに施行状況が明らかな場合

　（１）既設配管の材質

　　　塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施行計画・施行報告書及び塗料の浸出性能基準適合証明書を確認する。

　　　ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写しを確認する。

　（２）既設配管の耐圧試験　原則として１．２ＭＰａを１分間加え漏水がないこと。

　（３）浸出性能確認の水質試験（適切な施行が行われたことを確認する。）

　　　確認方法：公的検査機関で浸出性能試験を行い、浸出などの基準適合を確認

　　　採水方法：水道水を毎分５Ｌの流量で５分間捨水し、その後１５分間滞留させ再度捨水し、管内の水を全て入替えた後の水を対象水として採水する。

水質試験：水道法第２０条第３項に規定する者により行うこと。

　　　試験項目：残留塩素濃度、色、濁り及び臭い並びに更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目。

４．更生工事の履歴がある受水タンク以下装置で、ライニングした塗料・工法及び施行状況が確認できない場合

　（１）既設配管の耐圧試験　原則として１．２ＭＰａを１分間加え漏水がないこと。

　（２）浸出性能試験

　　　確認方法：既設管を一部サンプリングし、公的検査機関で浸出性能試験を行い浸出などの基準適合を確認する。

　　　採水方法：水道水を１６時間滞留させた水を捨水し、管内の水を全て入替えた後の水を対象水として採水する。

　　　試験項目：味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準の別表第１欄のすべての項目

別紙

既設装置調査報告書

年　　月　　日

習志野市企業管理者　あて

指定給水装置工事事業者

指定番号　　第　　　号

名　　称

　　　　　　　　　　　　　㊞

給水装置主任技術者

免状番号　　第　　　　　　　　号

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

このことについて、既設装置の給水装置認定取扱要綱第４条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 装置種別 | 井水装置　・　受水タンク以下装置 |
| 工事場所 |  |
| 申請者氏名 |  |
| 既設水栓番号 |  |
| 使用材料の確認 | 水道法施行令第６条の基準に適合している。 |
| 構造の確認 |  |
| 他の水管、設備との切離確認 |  |
| 水圧試験 |  |
| 備　考 | |